



「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉推進計画」を策定

だれもが住み慣れた地域で 安心して暮らせるまちへ

市は、このたび「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」と「西宮市障害福祉推進計画」を策定しました。今後、この計画に基づき、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるように各施策を推進していきます。計画書は、健康福祉計画課（市役所本庁舎3階）、各支所市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで閲覧できるほか、市のホームページ（市政情報↓総合計画と部門別計画）に掲載しています。問合せは健康福祉計画課（0798・35・3288）へ。

西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画

高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い人や重度の要介護者、認知症高齢者が増加するとともに、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯も増加しています。これから高齢社会を本格的に迎え、どのように高齢期の暮らしを支えていくかが課題となっています。

本市では、平成27年における

計画の期間	平成24年度～26年度
計画の基本理念～平成27年の高齢者介護のあるべき姿	☆全ての高齢者が地域社会を構成する重要な一員として尊重され、そのもてる能力と経験を生かし、健康づくりや生きがい活動などに自主的・主体的に取り組み、社会参加を通じて自己を実現し、豊かで活力ある社会が形成されている
	☆全ての高齢者が尊厳を保ちながら、多様な社会参加・参画を果たし、必要に応じて希望するさまざまなサービスを受けながら、生涯にわたって住み慣れた家庭や地域社会において、健やかに安心して日常生活を送っている
計画の3つの基本目標	①いきいきとした暮らしを楽しめるまちに ②住み慣れた地域で安心して暮らせるまちに ③安心して介護サービスを使えるまちに
地域包括ケアの推進のために重要となる取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防の取り組み 効果的な介護予防の推進 ◆相談支援体制づくり 身近な地域における相談支援体制の充実 ◆権利擁護・認知症支援の取り組み 権利擁護の取り組みの強化 認知症支援対策の充実 ◆介護サービスの充実 介護と医療の連携の仕組みづくり 介護サービス事業者との連携・支援 よりよいサービス提供のための取り組みの充実

パブリックコメント結果と計画の概要版等を配布

市は、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」と「西宮市障害福祉推進計画」について、市民の皆さんから意見を募集し、貴重なご意見をいただきました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方、策定された「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（概要版）」と「西宮市障害福祉推進計画（概要版）」は、次の場所で配布しているほか市のホームページ（市政情報→参画と協働）に掲載しています。

【配布場所】市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション、健康福祉計画課（市役所本庁舎3階）

本市では、障害者基本法に基づく障害者計画として「西宮市障害福祉推進計画」を策定し、計画の将来像として「ともに生き、ともに支えあう共生のまち 西宮」を掲げ、全ての人々の人権が尊重され、だれもが安心して地域で暮らせるまちづくりを進めてきました。

今回、本市のこれまでの障害福祉施策の考え方や方向性を継承しつつ、国の法改正の動向や本市における施策の課題等を踏まえながら、障害のある人の地域における自立と社会参加の支援等の取り組みを継続・発展させるものとして、計画を改定しました。

西宮市障害福祉推進計画

また、本計画では、計画の将来像の達成に向けて3つの基本目標を掲げるとともに、計画を推進するにあたって重点的に取り組むべき課題への対応を定めています。なお、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスの見込量等について定める「障害福祉計画」を含んだ形で策定しています。

今後も、「障害のある人もない人も地域でともに支え合い、ともに暮らす共生のまち」の実現を目指して各施策を推進していきます。

計画の期間	平成24年度～29年度（障害福祉計画における部分については26年度まで）
計画の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ☆だれもが人として尊重しあい、支えあうまち ☆だれもが人として輝き、自立した生活をおくれるまち ☆だれもが自らの生き方を選べるまち ☆だれもが身近な地域でともに暮らせる生活支援の充実したまち
将来像	ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮
計画の3つの基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ①住み慣れた地域での暮らしの実現 ②自立・社会参加・自己実現に向けた支援の充実 ③ともに暮らす地域づくりの推進
計画の重点的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援・権利擁護支援の体制づくり ◆地域での暮らしを支える生活支援の充実 ◆自立、自己実現に向けた就労支援の充実 ◆ライフステージに応じた療育・発達支援体制の充実 ◆地域自立支援協議会における協議の推進



みんなで支える介護保険

安定した制度運営のため保険料を見直し

今年度は3年に1度の介護保険料の見直しの年にあたります。西宮市も65歳以上の人口の推計などから介護保険サービスの給付費を見積もり、必要な保険料の金額を算定しました。

みなさんが介護保険制度をより安心して利用できるように、今後も引き続き公正な介護認定の実施や、保険給付の適正化を進め、安定した制度の運営に努めます。

問合せは介護保険課（0798・35・3313）へ。

基準額は4947円

介護保険の財源は半分が税金、半分が保険料でまかなわれています。保険料のうち、65歳以上の人の負担割合は国が定めます。平成24年度から26年度については現行の20%から1%増の21%の負担になりました。

また、この他にも要介護認定を受けて介護サービスを利用する人が増加したことや、介護報酬が上昇改定されたことなど、保険料負担が増える要因が重なりました。そのため、今回の見直しでこれまで4088円だった介護保険料の基準額が4947円に変わりました。

この基準額は本人が市民税非課税で世帯員に課税者がいる場合（第4段階）の保険料になります。年額にすると5万9400円になります。

保険料段階にかかると所得区分を見直し

安定的な制度運営のため、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階を設定しています。保険料段階は世帯の市民税の課税状況や本人の所得等により10段階に分かれています。今回は次の2点を変更します。

6月中旬に発送 保険料決定通知

平成24年度の介護保険料の保険料額や納付方法をお知らせする「介護保険料決定通知書」は、6月中旬に送付します。介護保険制度の概要を紹介した小冊子も同封していますのでご覧ください。

①第3段階特例分の設定
第3段階は、世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円を超える人が対象となります。負担能力に応じたきめ細かい対応ができるよう、第3段階の中でも、本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が120万円以下の人は、第3段階特例分として、基準額に対する負担割合を第3段階に適用する0・75から0・625に引き下げます。

②基準所得金額の変更
保険料の負担割合は、保険料も同封していますのでご覧ください。

介護保険料の納付方法は原則、特別徴収（年金からの天引き）ですが、65歳になって間もない人や西宮市に転入してきた人などは、半年から1年ほど普通徴収（納付書による支払い）になる期間があります。

普通徴収期間がある人には、決定通知書のほか、納付書と口座振替申込書を同封しています。普通徴収の間は、口座振替による納付もできますので、希望される場合は、金融機関で手続きしてください（特別徴収を口座振替に変更することはできませんので、ご了承ください）。

普通徴収期間がある人には、決定通知書のほか、納付書と口座振替申込書を同封しています。普通徴収の間は、口座振替による納付もできますので、希望される場合は、金融機関で手続きしてください（特別徴収を口座振替に変更することはできませんので、ご了承ください）。